

神戸市海外ビジネスアライアンス制度 アライアンス企業募集要領

1. 概 要

神戸市海外ビジネスアライアンス制度は、海外で現地ネットワークを持つ企業と神戸市が協定を締結して、現地のビジネスパートナーの紹介など、個別具体的な情報を提供し、市内中小企業等の海外でのビジネスを後押しする制度である。

2. 業務期間

協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日

3. 提案内容の条件

(基本業務)

依頼内容(販路開拓、業務提携、生産委託等)に関心を示しそうな現地企業・代理店(日系含む)から、相手先の意向を確認のうえ、企業リスト等を提出すること

- ・対象となる国・地域等を明示すること(海外拠点も併せて明示すること)
なお、今回の募集においては、北米、欧州、中国・台湾・香港及び東南アジア(シンガポール・タイに限る)のうち、少なくとも1カ国を対象国として含む企業であること。
- ・負担金(108,000円)で、実施できる業務範囲を明示すること
- ・追加業務の料金表を明示すること
- ・得意とする分野・業種を提示すること
- ・類似業務の国、自治体及びその関係機関の業務実績を明示すること
- ・業務を実施するのに必要な専門人材や体制を明示すること

4. 負担金

案件1件につき、¥108,000円を上限として負担します。

5. 公募スケジュール

平成30年2月21日(水) 募集要領配布開始

平成30年3月6日(火) 提出期限(17時までに郵送または持参により必着)

平成30年3月上旬 書類やサービス内容の確認を必要に応じて行います。

平成30年3月中旬 審査会及び結果の通知(協定候補先の決定)

平成30年3月中旬 協定締結に向けた交渉

平成30年3月下旬 協定締結

平成30年4月上旬 サービス開始予定

6. 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- ① 日本国内に拠点を有する企業であること
- ② 海外支援を行う国に拠点(業務提携先含む)を有すること
- ③ 類似業務の国、自治体及びその関係機関の業務受託実績を有すること
- ④ 法人格を有すること

また、下記のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ①代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- ②会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ⑤ 租税公課の滞納がある団体
- ⑥ 銀行取引停止処分を受けている団体
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ⑧ 地方自治法第167条の4の規定に該当する団体
- ⑧ 本市から指名停止措置を受けている団体

7. 応募書類（原本1部、副本1部）

- ①アライアンス企業応募申請書（様式1）
- ②企画提案書（様式2）
- ③その他様式1及び様式2に掲げる添付書類
- ④暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）

8. 審査項目

下記の項目について、総合的に評価します。

- ① 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ② 負担金で実施できる業務範囲、及び追加業務の料金が妥当か。
- ③ 業務を実施するのに必要な専門人材や体制が整っているか。
- ④ 実現可能な提案となっているか。
- ⑤ 類似業務の国、自治体及びその関係機関の受託実績
なお、1カ国・地域について、概ね3社程度を目途に選定する。

（お問い合わせ先・応募関係資料配布・応募書類受付場所）

神戸市経済観光局経済部経済政策課内 神戸市海外ビジネスセンター

所在：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14

神戸商工貿易センタービル4階

担当：玉田，大前

電話：078-231-0222 / FAX：078-231-0256

Email：asia-biz@office.city.kobe.lg.jp

※お越しになる場合は、事前に連絡をお願いいたします。